

産業競争力会議 第6回実行実現点検会合

(テーマ：農業)

(開催要領)

1. 開催日時：2014年11月7日(金) 16:00～16:50

2. 場所：合同庁舎8号館特別中会議室

3. 出席者：

西村 康稔 内閣府副大臣

岡 素之 住友商事株式会社 相談役

金丸 恭文 フューチャーアーキテクト株式会社 代表取締役会長兼社長

三村 明夫 新日鐵住金株式会社 相談役名誉会長

日本商工会議所 会頭

中川 郁子 農林水産省大臣政務官

(議事次第)

1. 開会

2. 農業の成長産業化に向けた取組について

3. 閉会

○冒頭

○西村内閣府副大臣

御多忙のところ御参集いただき、感謝申し上げます。

KPIの達成に向けて着実に実行していくという視点で、本日は点検をさせていただきながら、今後の進め方を御議論いただきたい。内外から注目をされている農業分野であり、大きく成長する可能性のある、潜在力の大きい分野だと思っている。しっかりと成長戦略を進めることによって、農業も大きく飛躍をしてもらいたいと思っており、ぜひ議論を深めていただきたい。

既にA-FIVEの改革や輸出など、改革が進捗しているものもあるが、一方で、経営の法人化や農地の集約化、米生産のコスト削減など、進捗していない部分については、要因分析をしながら、KPI達成に向けて、成長戦略をしっかりと進めていくということが重要。

本日は農業が成長産業へ大きく変わっていく姿を描くためにも、農業の点検会

合の第1回目としたいと思っているので、宜しく願いしたい。

○田中次長

本日は、農業の成長産業化に向けた取組について議論をする。

まず、この分野における KPI であるが、参考資料 1 として、農業関係の KPI についてまとめている。

このうち 3 ページ目の No. 102、2020 年に農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円とし、2030 年に 5 兆円とするという KPI については A とされている。この傾向が維持されるか、課題はないのか、注視していく必要がある。

それから、1 ページ目の No. 97、農地の担い手への集積や、No. 98、担い手の米の生産コスト削減、2 ページ目の No. 100、6 次産業の市場規模、No. 101、酪農の 6 次産業化の取組件数といった KPI については、定義をさらに明確化すべきもの、データが今後得られる予定のもの、こういったものがあるので、定義については早急に明確化をし、データが得られた時点でしっかり評価をさせていただきたい。

その他、1 ページ目の No. 99、今後 10 年間で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とするという KPI については、B となっており、施策のさらなる推進について議論する必要がある。

KPI についての概況説明は以上である。それでは、日本再興戦略に掲げている KPI の状況、それから、施策の実行状況につき、農林水産省より御説明をお願いしたい。

○中川農林水産大臣政務官

本日は、農業分野の実行実現点検会合ということで、日本再興戦略に掲げる KPI や施策の実行状況について御説明をさせていただきたい。私からは、農政改革の全体像を説明させていただいて、詳細に関しては、事務方より説明をさせる。

一昨年の政権交代以降、産業競争力会議の民間議員の皆様からは、農業の成長産業化に必要な施策について活発に御議論をいただいた。さらに規制改革会議での御議論や、与党における議論も受け、安倍内閣として取り急ぎ着手すべき政策改革の内容が「農林水産業・地域の活力創造プラン」として取りまとめられたところ。政府のみならず、与党とも一体となって議論を深め、まさに英知を結集した結果として、今の農政改革の姿がある。

資料 1 の 1 ページを御覧いただきたい。「農林水産業・地域の活力創造プラン」においては、1. 国内外の需要拡大、2. バリューチェーンの連結、3. 生産現場の強化、4. 多面的機能の維持・発揮の 4 本柱のほか、5. 林業・水産業の成長産業化の取組を一体的に進めていくこととしている。

こうした改革パッケージを着実に実行していくために、農林水産省としても、昨年の臨時国会や、本年の通常国会で関連法を成立させるとともに、本年を農政

改革の実行元年と位置づけ、西川大臣を先頭に、農政改革を全力で推し進めているところ。本日は、忌憚のない御意見、御指摘を頂戴し、活発な御議論をいただきたい。

○荒川農林水産省大臣官房総括審議官

中川政務官から説明した資料 1 の 1 ページから 14 ページまでが施策の推進状況の資料になっている。それから、15 ページ以降が KPI の進捗状況となっている。

まず、施策の推進状況であるが、1 ページの左側に記載のある、この 5 本柱に従って、それぞれ、施策を進展しているところ。

2 ページを御覧いただきたい。まず、輸出についてであるが、オールジャパンでの輸出拡大に取り組むということで、その司令塔として、本年 6 月 26 日に輸出戦略実行委員会を立ち上げ、7 つの品目別部会と、5 つのテーマ別部会を設置し、現在、関係者間で議論を進めていただいている。できるだけ早く品目別輸出団体の立ち上げを図りたいと思っているところ。

3 ページを御覧いただきたい。輸出モデル地区については、卸売市場の活用や環境整備に取り組むモデル地区を設定し、そこを拠点に強力に推し進めるということで、27 年度予算要求も含めて取り組んでいるところ。それから、HACCP と GAP については、いわゆる認証制度であるが、これも輸出促進の切り札になるので、認証体制を強化しているところ。

4 ページを御覧いただきたい。国内の市場開拓について、3 つ代表的なものを記載している。これから需要の伸びが期待できる加工・業務用野菜や、有機農産物、薬用作物などにつき、生産体制の強化や、生産者と実需者のマッチングといった取組を進めているところ。

5 ページ以降では、2 つ目の柱である「バリューチェーンの構築」について記載している。

まず初めに、5 ページは、A-FIVE についてである。昨年来の議論の中で規制緩和を行ったところであるが、それをきちんと実施するために、本年 10 月にサブファンドの出資割合の引き上げを可能とする支援基準の改正を行ったところ。あわせて、新規参入した企業にとって使い勝手がいいように、ガイドラインを作成した。

実績については、6 ページに記載があり、これまで 50 のサブファンドが設立されており、出資案件が 36 件となっている。特に今年度に入ってから 28 件と、右肩上がりが増加してきている。

次に、7 ページを御覧いただきたい。「バリューチェーンの構築」のうちの「生産・流通システムの高度化」の部分になる。まず、左側が ICT を活用したスマート農業の実現ということであり、超省力化や、高品質生産などを可能にするスマート農業の実現に向け、ロボット産業や IT 産業と連携した実証事業を行うべく、

現在、予算要求をしているところ。また、右側の次世代施設園芸については、既に全国9カ所で拠点整備が始まっている。

次に、8ページ「畜産・酪農の成長産業化」である。畜産・酪農の成長産業化についても、酪農家の創意工夫にこたえる環境整備を進めるということで、再興戦略で予定をしていた時期を前倒しし、関連通知、告示を改正して、色々な取組が行えるように努力をしているところ。

次に、3つ目の柱である「生産現場の強化」である。まず初めに9ページが、「米の生産調整の見直しに向けた環境整備」である。この部分については、昨年、大変な御議論をいただき、また与党の方でも大きな議論があったわけであるが、最終的には、「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らなくても、生産者による需要に応じた生産が行われるよう環境整備を進めることが決定されたところ。左側の紫色と緑色のところに記載されているように、水田活用の直接支払交付金を活用して、非主食用米や大豆等の本作化に取り組んでいるとともに、需要の伸びが期待できる中食・外食等の取引の推進といったこと取組も進めている。あわせて、農業者の経営判断に資するという観点から、国によるきめ細かな情報提供を進めるということで、右側のオレンジ色のところに記載しているような提供情報を大幅に拡大しているところ。

10ページから11ページ、12ページについては、昨年の11月に御決定いただいた制度の概要である。

次に、林業・水産業の成長産業化について、13ページを御覧いただきたい。林業については、木造の中高層建築を可能とする、いわゆるCLTの普及に向けて、国交省と共同で進めているロードマップを作成して、今年11日には公表を予定しているところ。さらに、CLTを一般的な建築部材として使っていただけるようにするために建築基準を策定する必要があるが、これについても、28年度早期に実現できるよう、現在、建築事例を積み上げている。今年度中に新たに8棟の建築を予定しているところ。

14ページ「水産業の成長産業化」を御覧いただきたい。水産業の成長産業化については、漁業者自らが漁業・漁村の構造改革を目指して策定をすることとしている「浜の活力再生プラン」を推進している。水産物の輸出についても、さらに輸出ドライブをかけていくということで、EU向けのHACCP認定施設の認定主体に、厚生労働省に加えて水産庁も加わるよう措置し、10月から認定業務を開始しているところ。

ここまでが施策の進捗状況となる。

次に、15ページ以下、KPIの進捗状況である。冒頭、事務局から説明があったとおり、農業関係は6つKPIがあり、順調に進んでいるものが1つ、未達のもものが1つ、これから検証していくもの4つとなっている。

16 ページを御覧いただきたい。「目標達成に向けて進捗が十分ではないとされた KPI（B 評価）の現状分析と今後の対応方針」であるが、16 ページに、今後 10 年間で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とするという KPI について説明している。

17 ページを御覧いただきたい。左側に折れ線グラフで示しているように、法人経営体数は着実に右肩上がりで増加しているが、一方で、22 年から戸別所得補償制度が導入され、農地の流動化が遅れるといった面があった。このため、農地中間管理機構制度を創設するなど、今般の農政改革の施策ツールを活用し、経営感覚のある農業経営者の育成、担い手の規模拡大を推進していきたい。あわせて、これから法人化が期待できる、経営規模が比較的大きい家族経営体に対して重点的に働きかけを行ったり、農業法人ののれん分けを推進したり、具体的な行動を起こしてまいりたい。

続いて、今後データが得られるため、9 月時点では評価困難ということで N 評価とされた 4 つの KPI について説明したい。

18 ページを御覧いただきたい。担い手の農地集積 8 割という KPI について、今回、担い手の考え方につき省内で整理を行った。20 ページのポンチ絵を御覧いただきたいが、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体、それから、それを目指している経営体、これらを担い手として位置づけ、そういった方々への農地の集積状況を、全国統一基準に基づいて、現在調査しているところ。これまでのデータについては、11 月中に公表できるように進めている。KPI の進捗を評価いただく本年のデータについては、来年の春を目途に把握をして公表していきたい。

次に、21 ページ、担い手の米の生産コストの 4 割削減についてであるが、今回、この KPI の対象とする生産コストの集計対象を整理し、資料中にあるとおり、個別経営の方や組織法人経営の方の生産コストデータを、整理をしているところ。12 月中には集計・公表できるのではないかと考えている。

次に、23 ページ、6 次産業化の市場規模を 2020 年に 10 兆円とするという KPI についてであるが、来年の 3 月に基本計画を立てるべく、食料・農業・農村審議会というところで御議論をいただいている中で、6 次産業の市場規模の射程範囲を見直す必要が出てきている状況であり、審議会での御議論を経て、来年の 3 月にはきちんとしたものを出していきたい。

最後に、24 ページ、酪農の 6 次産業化取組件数の倍増という KPI であるが、これについては、先ほど申し上げたとおり、告示、通知の改正を実施しており、来年度から実際に適用されるため、その件数が明らかになったところで評価をしていただきたいと考えている。

○田中次長

それでは、民間議員及び有識者の皆様方から色々と御議論いただきたい。最初に、三村主査から、「農業改革の実行実現に向けた主要な論点」についてご説明をお願いしたい。

○三村主査

資料2のペーパー「農業改革の実行実現に向けた主要な論点」に沿って、今後の議論のポイントを申し上げる。

農業の成長産業化のためには、「日本再興戦略」で示された生産調整の見直しをはじめとする諸改革を確実に実行することが重要である。そのためには、消費者のニーズが生産現場に反映され、農産品・農産加工品の付加価値を高めること、生産・流通システムのコスト削減や高度化等を通じて生産性を向上させることが重要。このために、第1に、消費者等のニーズを的確に把握する経営力のある担い手を育成すること、第2に、生産現場の取組を、地域資源を活用しつつ加工・販売へと連携させ、農産品・農産加工品の付加価値を高めること、第3に、農産品・農産加工品を国内市場及び輸出へとつなげていくことが必要だと思っている。

こうした観点に立って、次の取組を着実に実施するべきである。「1. 改革の工程管理」を御覧いただきたい。主要な改革の工程管理として3点申し上げたい。

第1に、「米の生産調整の見直しに向けた環境整備」である。これについては、農業経営者が自らの経営者判断に基づき、需要に応じた米生産を可能とするため、2018年産からを目途とする米の生産調整の見直しに向けて、水田農業の構造改革に向けた必要な環境整備をパッケージにして着実に推進するべきである。

第2に、「付加価値・生産性の向上とバリューチェーンの構築、産業としての農業の確立」である。マーケットインの発想に基づき、農業サイドが付加価値創出とともに、食品産業サイドの付加価値を取り込むことにより、需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築を積極的に推進するべきである。同時に、他産業に蓄積されたITの技術、あるいは知見を活用し、生産・流通システムのコスト削減や高度化等を通じて生産性を一層向上させるべきである。そして、ビジネス感覚や高度技術を持つ若年経営者を育成することで、高齢者が多くを占める生産構造から脱却し、産業としての農業構造を確立するべきだと考えている。

個別テーマについて、いわゆるA-FIVEに関しては、農商工連携を通じて着実に案件形成を図るとともに、全都道府県レベルでサブファンド設立に向けた取り組みを一層積極的に進めるべきである。

また、酪農については、2015年度から実施する酪農家による乳業者への直接販売等を通じて、流通チャンネルの多様化を推進し、2020年までの6次産業化の取組件数の倍増に向け、優良事例・先進事例の横展開を加速すべきである。

第3は「輸出の促進」である。ジャパンプランドとして輸出を促進するために

は、品目別輸出団体を整備することが重要。まず、今年度中に米の輸出団体、次に、来年度早々に再興戦略で掲げられた牛肉、茶、水産物の輸出団体について、複数の成功事例を創出するべきである。また、輸出環境整備に取り組む輸出モデル地区を早急に整備するべき。

さらに、我が国農産物の食品安全性の向上、あるいは食産業の競争力強化のため、HACCP や GAP 等の国際規格づくりに、スケジュールを示しながら取り組むべき。

次に、資料の 3 ページを御覧いただきたい。KPI について御説明いただいたが、農林水産物・食品の輸出のように、目標に向け順調に進捗しているものもあるが、その他の項目は B や N 評価となっている。KPI は成長戦略を具体化する上でキーとなるものであるので、3 点について強く申し出させていただきたい。

第 1 は、B 評価となっている経営の法人化について。経営の法人化は、経営のリスクを家計から分離し、経営の発展を図る上で不可欠な手法であるが、これが目標に対して十分に進捗していない、この原因は何か、これを分析し、改善策を示すべきである。

それから、第 2 に、N 評価となっている項目のうち、農地集約や米生産コスト削減については、先ほども話があったように、そもそも「担い手」の定義が不明確である。これについては、相当検討が進んでいるということで、非常に結構である。また「6 次産業化の市場規模」についても定義が不明であるので、先ほどの説明では来年の 3 月までに検討をするということであるが、これらの定義を早急に明確化すべきだと思っている。

それから、第 3 番目として、農地集約については、平成 26 年度の評価をするためには、どうしても来年 5 月早々には実績を取りまとめるべき。これをもう少し早くやっていただけるとの説明を伺ったが、これも、ぜひともお願いしたい。

最後になるが、農業経営者の高齢化、あるいは耕作放棄地の増大といった状況の中で、我々としては、農政改革は待たなしの課題だと思っている。したがって、これまでの取組に加え、改革を加速させることが必要であると考えている。農林水産省の前向きかつスピード感を持った取組、これをぜひともお願いしたい。

○田中次長

それでは、民間議員の方からもご意見をいただきたい。まずは金丸議員からご発言いただきたい。

○金丸議員

先ほど、荒川総括審議官から御説明いただいた資料 1 の A-FIVE について、件数の御説明があったが、金額はどの程度か。また、4 ページの「新たな国内市場の

開拓」というところで、3ジャンルが出ているが、具体的な将来の目標値はあるのか。例えば、右側の薬用作物などは、医薬品総額の中に占める漢方薬の割合は非常に少なく、さらにその中で使われている国産の割合が少ないということであるが、漢方薬全体も増加しており、かつ、ポートフォリオが国内材料と、例えば、中国の材料と変わっていくという、この両面を追いかけていくということか。あと、薬用作物の中も、ターゲットの品目はあるのか、ご教示いただきたい。

○田中次長

続いて、岡議員にご発言いただきたい。

○岡議員

これは産業競争力会議の場でも時々申し上げたことであるが、農業の成長産業化を図り、これから更なる改革を進めていく上で大変重要なことは、農業を特別視せず、他の産業と同様に扱うことではないかと考えている。こうすることによって、日本の農業に本当の意味で競争力がつき、成長していくのではないかと考えている。

個別案件では、農地中間管理機構を成功させることが、何より重要であると考えている。これが成功すれば、法人化を進めるとか、コストを下げるとか、若い人が入ってくる等々、色々なことにプラスの波及効果が表れてくると思う。そのためにも、農地中間管理機構をぜひ成功させ、農地の大規模集約化が実現するようにしていただきたい。3週間ほど前に、農水省の御協力を得て、鹿児島県の農地中間管理機構に行って話をしたが、他県に比べ鹿児島は遅れているという認識を御本人たちも持っており、これから頑張るとのことだった。

最後に、林業であるが、林業で大変有名な場所である岡山県真庭市に行ったところ、CLTやバイオマスに取り組んでおり、これを進める上で何が一番大切なのかと尋ねたところ、木材あるいはバイオマスの材料供給の安定化が非常に重要とのことであった。原材料の安定供給が重要ということであるが、これが現在思うに任せないため、バイオマスに取り組もうと思っても、原材料を海外からわざわざ輸入することになっている。林業を活性化するためには、いかにして木材なり、バイオマスの原材料供給の安定化を実現するかということが大きいと思うので、御検討いただきたい。

○田中次長

大泉先生にもご発言いただきたい。

○大泉名誉教授

6点ぐらい教えていただきたいことを列挙させていただく。

1つは、生産調整見直しを1年ぐらい前はかなり議論をしたが、その後、生産調整を見直して、どのような姿になるのかという絵姿を早急に農家の方々に提示してもらうことが必要ではないかということが1点。

それから、2点目は、法人数を5万法人にするということについて、先ほどの指針は、非常に結構なことだと思っている。2,000万円以上の販売額農家、家族経営に対して法人化を進めていくために、法人協会等々に頑張ってもらいたいという手法しかないのだろうと思っているので、ここはしっかりとやっていただきたいということが2点目。

3点目は、担い手についてであるが、KPIの1番目も3番目も、実は担い手概念がはっきりしないので、ぼやっとした感じになっているが、それを御議論いただいて整理していただいている。その際に、担い手とは、効率的・安定的経営だ、ということになっているという話があり、非常に結構なことだと思う。この定義は、他産業並みの労働で他産業並みの生涯所得という概念だったと思うが、これを実現している経営が実際に幾らほどなのかという推計は、おそらくされていない。ここが何万経営だとかいう話が出てくると、非常に話が具体的になるのではないか。それから、「目指す」という経営は、大体どの辺まで射程に入っているのかというあたりも教えていただきたいというのが3点目である。

4点目は、需要フロンティアをつくるという話であるが、輸出する際もバリューチェーンの構築は必要だと思っており、輸出を拡大するとしたら、ロジスティックスも含めて、輸出バリューチェーンのようなものの構築は戦略の中に入っているのかどうかということが4点目。

5点目は、6次産業化に関わることであるが、6次産業化はバリューチェーンの構築というが、農家が一人で全て行う自前バリューチェーンということになっているのではないか。むしろバリューチェーンという場合には、水平分業によって色々な主体が参加して作っていくのが普通だと思うが、そうした考えはないのかどうか。もっとも、この法律自体が、農商工連携が、農業者の参入が余り見られなかったというので作った法律なので、元に戻すような話になってしまうのかもしれないが、そのあたりの考えをお伺いしたい。

それから、最後に、日本再興戦略には、企業の参入を積極的に促し、企業のノウハウを利用しようと記載しているが、全体の中からは、農家で頑張るのだという話が中心のような気がして、企業とどのようにコラボレーションするのか、連携していくのか、あるいは知恵を借りるのかといったあたりをもっと明示的に示していただきたい。あるいは担い手などでも、中間管理機構は、企業参入にどのように機能するのか、見せていただきたい。

○田中次長

三村主査からの論点も含め、色々御意見をいただいたところであるが、農林水

産省からレスポンスをいただきたい。

○荒川農林水産省大臣官房総括審議官

それでは、それぞれ担当の局長が出席しているので、論点ごとにお答えをさせていただきます。

○櫻庭農林水産省食料産業局長

まず、大泉先生から輸出バリューチェーンの形でロジスティックの話をしていただいた。資料の「ジャパブランドの推進」の2ページを御覧いただきたい。ここでは、品目別部会のことを、先ほど総括審議官から説明させていただいたが、その下にテーマ別部会を設置している。そこには物流部会があり、日本の生鮮食品が必要とする低温物流を海外でもどうやって構築していくのかということで、民間の運送会社も含めて、国交省と一緒に研究会を立ち上げ、現在、進めているところである。東南アジアや、特に翌日配送が可能になった香港などについては、どんどん進めていきたい。そうした物流ができたところは、すぐに現場に伝えて、国内で取りまとめ出していく。特に沖縄のハブとか、そういったものを使ってやっていきたいと考えている。

2点目に、6次産業化のバリューチェーンの水平分業の話をしていただいた。例えば、農業法人がパートナー企業と進めるなど、確かに個と個の関係で、今まで進んできた面はある。我々もその点については、現場を見てきたが、大きな展開をするときにはやはり問題があると思っている。そこで、来年度からは、地域ぐるみの6次産業化ができないかということで、地域の農林漁業者、そして地方公共団体、食品企業、特に商工会とか、そういった方々、それから、金融、試験研究機関などと連携して、6次化を面的に拡大する取り組みができないかという視点で、来年度、要求しているところであり、できれば早急に取り組んでいきたいと考えている。

それから、金丸議員から、A-FIVEの金額ベースの話をしていただいたが、手元にあるのは9月末時点ではあるが、全体で47億5,200万円、サブファンドが23億7,600万円、そしてA-FIVE部分が11億8,800万円となっている。

ちなみに、事業開始年度の予定雇用者数は、この35件で790名、1社当たり22.5名くらいになっている。そういった企業が事業開始初年度になっているが、イグジットのころになると2,000人台の規模になるのではないかと考えている。

サブファンドが全国を網羅している状況ではないのではないかという御指摘もいただいた。都銀が全国的に網羅しているとはいえ、地元に着したものについては、現在、空白県がまだ5～6県あり、これについては、我々も問題意識を持っている。そのため、役職員向けに個別に入って行って進めていきたいと思っている。

それから、輸出モデル地区であるが、特に成田空港、中部国際空港、羽田空港、関西空港、福岡空港については、非常に関心が高く、周辺にある卸売市場と連携し、ワンストップで輸出の通関手続、検疫処理、放射性物質の証明書ができるよう、できれば年度内に進めたいと思っている。

HACCP については、国際標準戦略に沿って、国際的に通用するようなものが日本にはないということである。チャイナ HACCP が国際標準になりそうだということで、我々も年内にも準備委員会を開催して、その規格や認証の仕組みを具体化していきたいと考えている。

○奥原農林水産省経営局長

岡議員から御指摘いただいた中間管理機構であるが、農業の構造改革を進める上でも、また、法人経営体数の増加やコスト削減の上でも、中間管理機構を軌道に乗せることは極めて重要。東京都以外の 46 道府県ですでに立ち上がっているが、熊本県のように本当に一生懸命やっているところと、それに比べて遅れているところと、色々あるが、全体のレベルアップを図るべく、一生懸命やっていきたい。

それから、大泉名誉教授から御指摘いただいた法人化の話であるが、資料の 17 ページに、法人経営体の推移を記載している。過去 10 年間で法人の数が大体 2 倍に増加しており、現在、1 万 5,000 のところまで来ている。法人の数が増え、また法人が地域の中でも相当な存在感を持つようになった。これが農業の現場を変えてきた 1 つの大きな要素であり、政策変更の大きな基礎になっている。

そういう意味で、この数をさらに今後 10 年間で 4 倍に増やして 5 万まで持っていくという目標を掲げているところである。17 ページの折れ線グラフを見ていただくと、平成 12 年から 17 年、22 年ぐらいに向けて法人経営体数増加のペースが上がっているが、これは、平成 19 年から、担い手に絞って直接支払を行う経営所得安定対策を始め、そのときは面積の規模要件がついていたこともあり、一定の面積がなければ、支払われないということもあって、規模拡大や法人化のインセンティブがついていた。

ところが、規模要件について現場でいろいろ不満もあり、平成 22 年に導入された、戸別所得補償は、担い手ではなくて、全ての販売農家に対して直接支払を実施することになったため、結局、経営を変えていこうというインセンティブがつかなくなってしまう。その結果、規模拡大や法人化のペースが少し落ちた。

昨年来、この場でも御議論いただいた経営所得安定対策については、認定農家、集落営農組織を基本とした担い手に絞って実施するということで既に法改正をしており、来年の 4 月から施行される。したがって、この施行とともに、法人化についてはさらに加速をしてやっていこうと考えている。

KPI で 5 万に法人数を増やすということを掲げたことにもよるが、法人化の機

運も相当上がっている。今後とも、法人の存在感を高めながら地域の農業の現場を変えていきたいと考えている。

それから、担い手の考え方であるが、20 ページを御覧いただきたい。農地の利用について、担い手の利用が 10 年前では 3 割だったものが、現在、5 割まで来ており、これを今後 10 年間で 5 割から 8 割まで持っていくという目標を立てている。その中で、これまでのデータの取り方においても、担い手という概念については、認定農業者や集落営農を基本に物事を考えてきているところ。ただ、細部の点では、県ごとに数字の取り方が少しずつ違っているところがあり、特に、「既に効率的かつ安定的な経営体になっているところ」についての見方が県ごとに異なっているところがあったため、現在、調整し統一するプロセスを踏んでいる。

特に、認定農業者という制度は、法律に基づいて市町村が認定することになっており、5 年間の経営改善計画を作成し、その認定を受けることとされている。そのため、5 年間経過したところで、もう一回計画を作成し直して認定を受ける必要が生じるが、中には、改めて経営改善計画を作成して認定を受けなくてもいいという方も存在する。こうした、ある意味、卒業した方を担い手に含めるかどうかについて、現在、全国統一的に判断し、集計を進めているところ。各県の数字の見方をまず統一させ、それを踏まえて、本年度末の数字の集計をし、できるだけ早く点検をさせていただきたいと考えている。

それから、企業の位置づけについても御指摘をいただいた。20 ページに認定農業者について記載しているが、個人、法人、リースによる参入企業と記載しており、リースで参入した企業も、我々は担い手と判断している。中には、認定を受けないで、既に効率的、安定的な経営体になっている企業も存在する可能性があるが、そこを含めて、我々は担い手と考えている。特に耕作放棄地や地域に担い手が十分いないところに積極的に参入いただく必要があると考えており、企業を含めて地域の農業を活性化していきたい。

○松島農林水産省生産局長

まず、金丸議員から御指摘いただいた、需要の伸びが見込まれる農産物について目標を設定しているのか、という点につき、4 ページを御覧いただきたい。

加工・業務用野菜については、生鮮、家庭で食べるものについては、ほぼ 100% が国産であるが、業務用については、輸入が 30% を占めている。野菜については、重量物も多く、新鮮さが重要ということで、国内産地が需要者側のニーズに即している。そのため、品質や量の安定化に応えた生産ができれば、現在輸入が占めている分を国産で回復できるのではないかと考えている。具体的な目標は設定しているわけではないが、ターゲットは明らかであるので、それに向けて取り組んでいきたい。

次に、有機農産物については、現在、全国で1万6,000haで栽培に取り組まれているが、耕地面積に占める割合は、まだ0.4%に過ぎない。技術的にも非常に難しい農業であるが、有機農産物については、有機農業推進法という法律があり、基本方針を定めることになっている。その中で、おおむね平成30年を目標に、面積シェア倍増ということで目標を掲げて取り組んでいる。非常に難しい農業ではあるが、新規就農者の約3割は有機農業に関心があるということであるので、そうした方々をターゲットにして、技術の実証なども含め、技術を向上することで、この目標に向けて頑張っていきたい。

最後に、薬用作物については、もともと中国からの輸入が多かったが、中国国内における生薬の需要の増加もあり、輸入価格が高騰している。そのため、国内の医薬品メーカーも、国産の薬用作物に対するニーズが高まっている状況。ただし、これまで政策的に薬用作物を取り上げて推進したことがなく、新しい分野であり、また、薬用作物は非常に特殊な作物であり、栽培技術も難しく、日本薬局方に沿った形での生産が求められるという点がある。いずれにせよ、まだ始まったばかりの取組であるので、まずは実需者がどのようなニーズを持ち、どのような可能性があるのかを把握した上で、計画的に取り組んでいきたい。

続いて、大泉先生から、生産調整につき、平成30年の生産調整の見直し後の姿をどう示していくのかという御指摘をいただいた。

昨年末、4つの改革を決めた後に、各地方自治体や生産者に向けた4つの改革のPRの中で、30年度以降の姿について、簡単なイメージ図を設けている。具体的には、国は、生産者が需要に応じた生産ができるように、需要情報や価格情報、生産情報等をきめ細かく提供していくことや、県や市町村段階の協議会においては、地域に応じて水田をフル活用するビジョンを立てていただくことになっている。そういった中で、生産者においては、どのような作物を、どういった販売戦略をもって生産するのかということ、自らの判断で生産していただく姿になるということを示している。

一番難しいのは、現在、国が生産数量目標を設定して、県、市町村、農家まで、数値が下りていくため、生産者が余り判断をしない中で生産調整が行われているという現在の意識を変えていくことや、具体的にどのような手順で生産調整目標の配分から脱却するかというプロセスのところである。

5年後の改革ということで、5年先まで時間があるように思えるが、平成30年から廃止するということは、平成29年の秋から配分は行わないことになる。つまり、1年1作であるため、生産数量目標配分のチャンスは、廃止までに、27年産、28年産、29年産の3回だけとなる。この3回の生産調整数量の配分というプロセスを通じて、生産調整目標の配分がない新しい世界の中で、生産者がどのような形で、自主的な判断として作物を選択できるのかという点につき、ステップを踏みながら目標に進んでいきたいと考えている。27年産の生産数量目標について、

与党とも調整しながら決定していく際には、30年産も念頭に置きながら、どういう工夫ができるのかを検討していきたいと考えている。

○牧元林野庁林政部長

岡議員から、林業の成長産業化のためには、木材の供給の安定化が必要だという御指摘をいただいたが、全く御指摘のとおりである。

我が国の山林は、戦後植林をした木が大きくなり、森林資源としては非常に充実してきているところであるが、これをいかに木材として安定供給をしていくかが重要であると考えている。

そのためには、色々な課題が存在する。1つには、林内に機械を入れて作業するにも路網の整備が必要であるが、ヨーロッパに比べて依然遅れているところがある。

また、林業機械についても、大型の建設機械のようなものを林内に入れて伐採や運搬を行う方法が増加しており、高性能林業機械の整備も引き続き必要だと考えている。

それから、我が国の山林については、非常に小規模な所有者が多数存在するという状況であり、いかに多くの所有者の合意を形成し、できるだけ面積をまとめて作業することができるか、すなわち施業の集約化が重要。そのためには、施業のプランナーや人材の育成等が必要だと考えている。

これらの取組を通じ、木材の供給の安定化というものを一層進めていきたいと考えている。

○田中次長

続いて、三村主査にご発言をお願いしたい。

○三村主査

担い手の米の生産コスト削減について、今回、15ha以上を指標にしたことは非常に結構なことだと思って評価しているが、15ha以上の層の生産者が多数を占める生産構造を確立するためには、色々な意味でのコスト削減や新技術の活用を通じて、一層の効率化を進める必要があると思う。コストの要素ごとにどういうことができるのかということも、後ほどでよいが、提示いただきたいと思っている。

○田中次長

最後に西村副大臣からまとめの御発言をお願いしたい。

○西村内閣府副大臣

御多忙の中、三村主査をはじめ民間議員の皆様や大泉先生におかれては、熱心

な御議論をいただき、感謝申し上げます。

まだ指標が出てきておらず、評価が来年になるものや、法の施行も含めて点検すべきものもあるが、KPI 達成に向けて、引き続き御尽力いただきたい。方向性としては、前に進んでおり、新しい動きも出てきているので、内閣官房としてもフォローしながらやっていきたい。引き続き御尽力のほど、宜しくお願い申し上げます。

(以 上)